

医療情報システム等運用補助業務委託 質問回答

番号	書類名、該当頁、	見出番号等 質問事項	回答
質問 1	入札説明書 3頁 4(3) ア	第一次審査結果の通知日は、令和5年6月5日(月)でしょうか？ 2.入札スケジュールには令和5年6月12日(月)の記載があります。	前者は誤記であり、令和5年6月12日(月)が正しい日程となりますので、差替えをいたします。(詳細は別添正誤表のとおり)
質問 2	別紙2 提案書等について 1頁 1(1)ア	本県に有益な資格や認証、認定 とありますが、埼玉県に有益な資格や認証、認定の例をご教示ください。	当機構で想定するものは既に資格要件として示しておりますので、本項については提案者において、有益とする根拠とともに御提案ください。
質問 3	別紙2 提案書等について 1頁 1(1)イ	提案仕様書に対する提案 とありますが、「提案仕様書」はホームページ等で別途公開されますか？又は、該当書類名がありましたらご教示ください。	「提案仕様書」は「仕様書」を示しますので、「仕様書」を御確認いただき、「評価項目一覧」における各項目に沿って御提案ください。
質問 4	別紙2 提案書等について 1頁 1(2)	運用費用の見積書(任意形式) とありますが、様式集の「12_【様式第7号】見積書」は提出不要でしょうか？	該当資料における「見積書」は提案書に付随するものであり、様式第7号「見積書」とは別のものです。様式第7号「見積書」は、入札説明書に言及のあるとおり、再度入札の際に提出を求めるもののため、提案時点では提出不要です。
質問 5	別紙2 提案書等について 2頁 3(3)	電子媒体提出物「仕様書回答」についての説明は、書類「提案書等について」のどの項に記載されていますでしょうか？又は、別途公開されますか？	本件においては、提案書が仕様書回答を兼ねるため、特段の対応は不要です。
質問 6	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 7頁 11(1)③イ(イ)	サーバについて年1回以上の点検、調整、部品の交換 とありますが、医療情報システムの保守業者の業務ではないのでしょうか。常駐要員の行う業務内容についてご教示ください。	医療情報システム保守業者の対応範囲となりますので、記載を削除し、差替えをいたします。(詳細は別添正誤表のとおり)
質問 7	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 8頁 11(2)③)	電子カルテシステムの利用管理を行い、電子カルテ端末「システムからのメッセージ」のメンテナンスを行うこと とありますが、全ての病院で当作業がありますでしょうか？「常駐要員作業項目一覧」で該当する項目をご教示ください。	小児医療センターで該当し、がんセンターにおいても今後発生する可能性はございます。また、精神医療センターは現在システム構築中のため、未定となります。医療情報システムの「端末マスタメンテナンス」の一部として想定しておりますが、具体的な表記が望ましい場合は、契約後に協議の上で項目を追加します。
質問 8	医療情報システム等運用補助業務委託評価項目一覧 項番1	基本事項の内容が説明されている書類名と項番をご教示ください。	「基本事項」は業務全般の基礎的事項を指しますので、特定の資料における言及はありません。業務全体の遂行についての考え方を記載してください。
質問 9	別紙1 入札保証金・契約保証金について 2 (1)	入札保証金の納付について、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する『納付書兼領収書』により、(中略)払い込む」とありますが、納付書はどのように入手すればよろしいでしょうか。	様式第1号「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出の際に、「6 入札保証金納付に関する希望等(2)入札保証金の納付方法」において「ア別紙2『入札保証金・契約保証金について』の1(2)(入札保証金の納付)による入札保証金の納付」を選択した場合、機構から別途発行します。

医療情報システム等運用補助業務委託資料 正誤表

番号	書類名、該当頁	正	誤
1	入札説明書 3頁 4(3) ア	<p>ア 第1次審査 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が5者以下の場合、提出書類を確認後、「イ 第2次審査」の審査のみを実施する。 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和5年6月12日（月）までに電子メールで通知する。</p>	<p>ア 第1次審査 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が5者以下の場合、提出書類を確認後、「イ 第2次審査」の審査のみを実施する。 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和5年6月12日（月）までに電子メールで通知する。</p>
2	医療情報システム等運用 補助業務委託仕様書 7頁 11(1)③イ(イ)	(削除)	<p><u>(イ) 定期点検</u> <u>正常な運転状態を維持するため、保守対象物品のうちサーバについて甲・乙協議の上定めた基準に従って年1回以上の点検、調整、部品の交換を行う。</u></p>